2　（略）

（取扱説明書における必要表示事項）

第６条　事業者は、スポーツ用品について取扱説明書を作成する場合には、当該取扱説明書に、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。

⑴～⑸　（略）

（店頭等における必要表示事項）

第７条　販売業者は、一般消費者に直接販売するため店頭等に陳列するスポーツ用品については、当該スポーツ用品の品番ごとに、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。ただし、商品の本体又は容器若しくは包装、カタログ等における表示により、店頭等で一般消費者に容易に分かるようになっている場合には、当該事項に係る店頭等における表示については省略することができる。

⑴　（略）

⑵　品名及び品番、並びにセット商品である場合にはその旨及びセットの内容

⑶～⑼　（略）

（チラシ等における必要表示事項）

第８条　販売業者は、チラシ等において、スポーツ用品について販売価格を付して表示する場合には、当該チラシ等に、表示商品ごとに、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。

⑴　（略）

⑵　品名及び品番、並びにセット商品である場合にはその旨及びセットの内容

⑶～⑺　（略）

（特定事項の表示事項）

第12条　事業者は、スポーツ用品について、次の各号に掲げる事項を表示する場合には、当該各号に定めるところによらなければならない。

⑴・⑵　（略）

⑶　写真、イラスト等と販売価格との併用表示

　スポーツ用品の写真、イラスト等と販売価格（希望小売価格等を含む。）との同一面での表示は、写真、イラスト等により表示するスポーツ用品のそれぞれについて、商標、品名又は品番を表示するとともに、その販売価格を明瞭に対応させた場合に限り用いることができる。

2　（略）

（取扱説明書における必要表示事項）

第６条　事業者は、スポーツ用品について取扱説明書を作成する場合には、当該取扱説明書に、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより、明りょうに表示しなければならない。

⑴～⑸　（略）

（店頭等における必要表示事項）

第７条　販売業者は、一般消費者に直接販売するため店頭等に陳列するスポーツ用品については、当該スポーツ用品の品番ごとに、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより、明りょうに表示しなければならない。ただし、商品の本体又は容器若しくは包装、カタログ等による表示により、店頭等で一般消費者に容易に分かるようになっている場合には、当該事項に係る店頭等における表示については省略することができる。

⑴　（略）

⑵　品名及び品番セット商品である場合には、その旨及びセットの内容

⑶～⑼　（略）

（ビラ等における必要表示事項）

第８条　販売業者は、ビラ等において、スポーツ用品について販売価格を付して表示する場合には、当該ビラ等に、表示商品ごとに、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより、明りょうに表示しなければならない。

⑴　（略）

⑵　品名及び品番セット商品である場合には、その旨及びセットの内容

⑶～⑺　（略）

（特定事項の表示事項）

第12条　（同左）

⑴・⑵　（略）

⑶　写真、イラスト等と販売価格との併用表示

　スポーツ用品の写真、イラスト等と販売価格（希望小売価格等を含む。）との同一面での表示は、写真、イラスト等により表示するスポーツ用品のそれぞれについて、商標、品名又は品番を表示するとともに、その販売価格を明りょうに対応させた場合に限り用いることができる。

（おとり広告の禁止） **第15条**　事業者は、チラシ等において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 ⑴　取引の申出に係るスポーツ用品について、取引を行うための準備がなされていない場合その他実際には取引に応じることができない場合の当該スポーツ用品についての表示 ⑵　取引の申出に係るスポーツ用品の販売数量が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合の当該スポーツ用品についての表示 ⑶　取引の申出に係るスポーツ用品の販売期間、販売の相手方又は顧客一人当たりの販売数量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合の当該スポーツ用品についての表示 ⑷　取引の申出に係るスポーツ用品について、合理的理由がないのに取引の成立を妨げる行為が行われる場合その他実際には取引する意思がない場合の当該スポーツ用品についての表示	（おとり広告の禁止） **第15条**　事業者は、ビラ等において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 ⑴　取引の申出に係るスポーツ用品が実際には取引することができない物又は取引の対象となり得ない物である場合における当該スポーツ用品についての表示 ⑵　取引の申出に係るスポーツ用品が実際には取引する意思がない物である場合における当該スポーツ用品についての表示 ⑶　取引の申出に係るスポーツ用品の販売数量、販売期間又は販売の相手方が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明りょうに記載されていない場合における当該スポーツ用品についての表示

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○経済産業省告示第二十七号

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）第二条第二項の規定に基づき、特定ものづくり基盤技術を指定したので、同条第五項の規定に基づき公表する。なお、平成二十年経済産業省告示第二十五号（中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第二条第二項の規定に基づく特定ものづくり基盤技術を指定した件）は、廃止する。

平成二十四年四月十一日

経済産業大臣　枝野　幸男

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第二条第二項に基づき、特定ものづくり基盤技術を次のとおり指定する。

一　組込みソフトウェアに係る技術
二　金型に係る技術
三　冷凍空調に係る技術
四　電子部品・デバイスの実装に係る技術
五　プラスチック成形加工に係る技術
六　粉末冶金に係る技術
七　溶射・蒸着に係る技術
八　鍛造に係る技術
九　動力伝達に係る技術
十　部材の締結に係る技術
十一　鋳造に係る技術
十二　金属プレス加工に係る技術
十三　位置決めに係る技術
十四　切削加工に係る技術